登録にあたっての注意事項

１　登記した所有者しか申請者になれませんので、登記完了後に申請をしてください。

２　空き家の状態が悪い場合は、登録ができない場合がありますので御了承ください。

３　所有が共有の場合は、全員の同意を得てください。

４　家財等は片付けられた方が問い合わせ・内覧希望者が増えます。

５　売買・賃貸の契約では、トラブル防止のためできるだけ仲介業者を通すことをお勧めします。

６　契約後のトラブル防止のために、空き家バンク登録聞き取り表には事実を御記入いただくとともに、契約準備の際には重要事項説明書の内容について契約担当者・契約相手に詳細に御説明ください。

７　交渉及び契約時に発生したトラブル等は当事者間で解決していただくようになります。市は一切責任を負いませんのであらかじめ御了承ください。

８　登録期間は原則2年になります。